

西柘植地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、西柘植地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、「私たちの地域は私たちでつくる」という住民主権の自治・地域活動の指針及び地域の課題を行政に反映するため、西柘植地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定及び改定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的として組織する。

第2章 組 織

(組 織)

第3条 この協議会は、西柘植小学校区を単位として、その地域に在住する全ての住民をはじめ、同校区に所在する団体・企業及び全ての生活者を対象として参画を募るものとする。

2 この協議会は、第4条に定める役員及び第5条に定める運営委員会及びまちづくり委員により企画運営を行うものとする。

第3章 役 員 及 び 委 員

(役 員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名（1名は、区長会代表）
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

2 役員は、第5条に定める協議会委員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

3 役員に、顧問を置くことができる。顧問は、会長が選任する。

(委 員)

第5条 この協議会に次の委員を置く。

- (1) 運営委員
- (2) まちづくり委員

2 運営委員は、西柘植地域の各区長及び会長が特に認めた者とする。

3 まちづくり委員は、一般公募及び運営委員の推薦による者とする。

4 本条に基づき、「西柘植地域まちづくり協議会委員選出規程」を別に設ける。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

また、副会長の1名は、協議会の広報活動を統括する。

3 事務局長は、協議会全般の事務について総括運営し、役員会・運営委員会・役員部会長会の連絡調整を図る。

4 会計は、協議会の会計事務を行う。

5 監事は、協議会の運営及び財務会計の監査を行う。

(委員の職務)

第7条 運営委員は、協議会を企画運営し地域住民への広報活動を行う。

2 まちづくり委員は、第13条に定める専門部会において、まちづくり計画の策定・変更、及び計画に基づく実践活動を行う。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とする、但し再任は妨げない。

2 区長会代表の副会長の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 欠員補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

(機関)

第9条 この協議会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 運営委員会

(4) 役員・部会長会

(5) 専門部会

(6) 広報委員会

(7) 西柘植地区市民センター管理運営委員会

(総会)

第10条 総会は、第4条に定める役員、及び第5条に定める委員により、原則として年1回開催し、地域の総意に基づいた事業計画・事業報告・予算・決算・規約の改廃・まちづくり計画等について審議するものとし、会長が招集する。

2 総会は、構成者の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。

3 総会の議長は、出席委員の中から選出する。

4 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 11 条 役員会は、第 4 条に定める者のうち監事を除く者で構成する。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、協議会の連絡調整を図るため、第 4 条に定める役員（監事を除く）、第 5 条に定める運営委員、及び第 13 条に定める各専門部会長で構成する。

- 2 運営委員会は、協議会の企画運営、広報啓発、及び専門部会の提案する事項等について審議し、会長が招集する。

(専門部会)

第 13 条 専門部会は、第 5 条に定める協議会委員で構成する。

- 2 専門部会は、次の 6 部会で構成され、それぞれ事業計画を策定・改定し、計画実践のための企画運営を担当するものとする。

- (1) 人権・防災部会
- (2) 健康・スポーツ部会
- (3) 生活・環境・福祉部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 産業・交流・観光部会

- 3 部会活動を円滑に遂行させるため、各部会に、部会長（広報委員を兼ねる）・副部会長・書記を置くこととし、その選出は各部会委員の互選とする。

- 4 部会は、当該部会の部会長が招集する。

- 5 部会は、地域内の住民等から申し出がある場合には、適時参画させなければならない。

(役員・部会長会)

第 14 条 役員・部会長会は、役員と各部会間の連絡調整を図ることを旨とし、会長が招集する。

- 2 役員・部会長会は、第 4 条に定める役員（監事を除く）、及び第 13 条に定める各専門部会長で構成する。

(広報委員会)

第 15 条 広報委員会は、協議会の広報啓発に努め、「協議会だより」の編集等を担当し、広報委員長が招集する。

- 2 広報委員会は、各部会より選出し選任する。

(西柘植地区市民センター管理運営委員会)

第 16 条 西柘植地区市民センター運営委員会委員は西柘植地域まちづくり協議会運営委員で構成し、委員長、副委員長は協議会会長、副会長が務める。

(公聴会)

第 17 条 地域に在住する全ての住民のニーズを協議会活動に反映させる目的で、必要

により公聴会を開催するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第条 この協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、伊賀市下柘植 6243 番地、「西柘植地区市民センター」内に置く。
- 3 事務局業務については、西柘植地区市民センター職員が行う。

第6章 会計及び会計監査

(会計)

第 19 条 この協議会の経費は、地域交付金・補助金・会費・負担金・寄付金・委託料、及びその他の収入を以って之に充てる。

- 2 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 この協議会の会計事務に関しては、本条によるほか、「西柘植地域まちづくり協議会会計規程」(平成22年4月1日施行)によるものとする。

(会費)

第 20 条 この協議会の会費は、役員会の協議を経て運営委員会で決定する。

- 2 この協議会の会費は、総会において承認されなければならない。

(会計監査)

第 21 条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収支の状況を監査し、総会に報告するものとする。

- 2 この協議会の会計監査は、毎年度に中間監査と期末監査の2回行うものとする。
- 3 この協議会の会計監査に関しては、本条によるほか、「西柘植地域まちづくり協議会監査実施規定」(平成22年4月1日施行)によるものとする。

第7章 補 則

(規約の改正)

第 22 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(その他)

第 23 条 この規約に定めのない事項は、運営委員会においてその都度協議の上決定する。

附則 平成16年3月25日 施行
平成17年6月 3日 改正

平成18年4月12日	改正
平成20年4月11日	改正
平成21年4月10日	改正
平成22年4月9日	改正
平成26年4月17日	改正
平成29年4月14日	改正
令和2年4月24日	改正
令和4年4月28日	改正
令和8年4月24日	改正